

平成27年第4回霧島市農業委員会総会

開催日 平成27年 4月21日(火)

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、 15番委員、
16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、
23番委員、 24番委員、 25番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、 30番委員、
31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	堀ノ内敬久
	振興グループ長	内田大作	主査	宮原博和
	主査	若林優	主任主事	中吉哲平
	主任主事	有村大	主事	江藤俊志
	主査	藤岡勝史	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主任主事	田上政明
	主任主事	高田亜由美		

総会日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「あっせん申出」について

「開 会 午後 14時50分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。はじめに、平成27年3月20日付けで、霧島市長より26番委員の解任通知が提出されましたことを報告いたします。なお、現在の在任委員数は35名になります。本日の出席委員は35名であります。なお、4番委員より早退通知が提出されております。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回定例農業委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をいたします。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。9番委員、10番委員にお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。

○砂田事務局長

それでは先月の総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[7件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく利用権解約賃借権通知報告12件、使用賃貸権通知報告が3件、3条許可取下げ2件、が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告等が終わりました。それでは、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

次に、議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が8件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告をお願いします。国分の1番と2番、25番委員。

○25番委員

1号1番を報告します。

申請地は上小川小学校の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は宅地、南は1号2番の畑、東は宅地と1号2番の畑、西は畑である。利用変更目的は現状のまま畑として使用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

1号2番を報告します。

申請地は上小川小学校の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は宅地と1号1番の畑、南は道路、東は道路、西は1号1番の畑である。利用変更目的は現状のまま畑として使用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。補足説明します。2件とも一部の変更で出ていますが、後に4条、5条で宅地拡張で申請が出されています。以上です。

○議長（会長）

3番、17番委員。

○17番委員

1号3番を報告します。

申請地は九州電力霧島営業所の北に位置しており、現況は盛土済である。申請地の北は田、南は水路と道路、東は駐車場、西は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を50cmし、周囲は土羽とするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響は少ないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、9番委員。

○9番委員

1号4番を報告します。

申請地は朴木公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は里道、南は田、東は山林、西は里道である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、22番委員。

○22番委員

1号5番を報告します。

申請地は小田中央公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地の北は用水路、南は道路、東は用水路、西は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は四方をコンクリートブロック擁壁で囲み、黒土に入れかえるものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番と7番、34番委員。

○34番委員

1号6番を報告します。

6番7番は申請人、場所が同じの為、続けて報告します。

申請地は錦江漁協の南に位置しており、現況は宅地である。申請地の北は道、南は不耕作地、東は水路、西は畑及び不耕作地である。現在農業用施設、114.16㎡が建設されています。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

1号7番も同じく、申請地は錦江漁協の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は宅地、南は田、東は水路、西は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現況のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、22番委員。

○22番委員

1号8番を報告します。

申請地は宇都山公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地の北は宅地、南は山林、東は田、西は雑種地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は表土を剥ぎ取り、シラスを30cm盛土し、剥ぎとった表土を再度敷くものである。法面は土羽加工するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員から報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届」を受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転4件、利用権設定の賃借権79件、使用貸借権22件の計105件が提出されていますので、当委員会の意見決定について審議を求めます。ただし、利用権設定のうち61件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、利用権設定の新規及び転貸の40件について調査担当委員の意見報告を求めます。また、溝辺の32番は議事参与の関係で別途審議いたします。では、所有権移転の国分の1番、15番委員。

○15番委員

2号、所有権移転の1番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で1筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年3月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者で、あっせん譲受人候補者名簿の国分地区**番に掲載されており、その経営面積もあっせん基準の80aを超えている。農機具も完備しており、現在11,623㎡のすべてについて耕作している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。また、農業生産法人として、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしており、申請地を効率的に利用することができる。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定の2番、31番委員。

○31番委員

2号、所有権移転の2番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で1筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年3月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者で、あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区**番に掲載されており、その経営面積もあっせん基準の80aを超えている。農機具も完備しており、現在30,139㎡のすべてについて

て耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、4番委員。

○4番委員

2号、所有権移転の3番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で1筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年3月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者で、あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区**番に掲載されており、その経営面積もあっせん基準の210aを超えている。農機具も完備しており、現在90,247㎡のすべてについて耕作している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。また、農業生産法人として、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしており、申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、30番委員。

○30番委員

2号、所有権移転の4番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で1筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年3月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者で、あっせん譲受人候補者名簿の福山地区**番に掲載されており、その経営内容もあっせん基準の飼育頭数を超えている。農機具も完備しており、現在52,662㎡のすべてについて耕作している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。また、農業生産法人として、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしており、申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定の国分の6番と7番、10番委員。

○10番委員

2号6番と7番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、22,481㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、18番委員。

○18番委員

2号9番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けする為の申出である。

申請地2筆は未相続農地ではなく、農業振興地域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、28番委員。

○28番委員

2号11番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9,183㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。なお、本件は今年1月の7号議案で貸付のあっせんの申出を受けての利用権設定である。以上です。

○議長（会長）

13番、15番委員。

○15番委員

2号13番と87番は借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、37番委員に代わり33番委員。

○33番委員

2号20番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、6,340㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

27番、2番委員。

○2番委員

2号27番を報告します。本件は1月のあっせん借受希望の分です。

借人は、担い手農家であり、現在、4,506㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

34番から36番、14番委員。

○14番委員

2号34番から36番を報告します。

譲受人が同人の為、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けする為の申出である。

申請地合計7筆は、未相続農地ではなく農業振興地域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

37番、6番委員。

○6番委員

2号37番を報告します。

借人は、農業生産法人であり、現在、45,932㎡のすべてについて耕作している。また、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

39番から42番、2番委員。

○2番委員

2号39番から42番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。なお、39番から41番は2月のあっせん貸付希望分で、42番は3月のあっせん貸付希望分です。

借人は、現在、74, 131㎡のすべてについて耕作している。また、農業生産法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

45番、35番委員。

○35番委員

2号45番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、12, 289㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

47番と48番と59番、3番委員。

○3番委員

2号47番と48番と59番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9, 932㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

50番、31番委員。

○31番委員

2号50番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3, 714㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

51番、34番委員。

○34番委員

2号51番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具もリース等で対応するとの事です。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。また、農業機械も買いたい、との事でした。以上です。

○議長（会長）

52番、3番委員。

○3番委員

2号52番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、36,900㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

54番、2番委員。

○2番委員

2号54番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、26,902㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

63番、21番委員。

○21番委員

2号63番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、10,719㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

64番、36番委員。

○36番委員

2号64番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、6,206㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

69番と70番、12番委員。

○12番委員

2号69番と70番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、20,889㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

71番、27番委員。

○27番委員

2号71番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、31,164㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

75番、21番委員。

○21番委員

2号75番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,401㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われ

れる。以上です。

○議長（会長）

76番、33番委員。

○33番委員

2号76番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、12,218㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

78番、22番委員。

○22番委員

2号78番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、712㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

79番から82番、1番委員。

○1番委員

2号79番から82番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、13,378㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

83番、15番委員。

○15番委員

2号83番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することがで

きると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

85番、22番委員。

○22番委員

2号85番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、4,781㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

94番、30番委員。

○30番委員

2号94番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,169㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。なお、議案書では労力が2名となっていますが、3名です。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、所有権移転4件と、利用権設定の溝辺の32番を除く新規39件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転4件と、利用権設定の溝辺の32番を除く新規39件は、承認することに決定いたしました。

次に溝辺の32番を審議いたしますので、35番委員は退席を願います。

○ [35番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、担当委員の意見報告を求めます。溝辺の32番を3番委員。

○3番委員

2号32番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、10,929㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができるかと認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、利用権設定の溝辺の32番は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、利用権設定の溝辺の32番は、承認することに決定いたしました。35番委員は着席して下さい。

○ [35番委員入室]

△議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が所有権移転28件、利用権設定の賃借権2件、使用貸借権2件の、計32件提出されましたが、国分の15番及び隼人の30番が取下げとなりましたので、残り30件について審議を求めます。それでは議案書記載順に、調査担当委員の意見報告を求めます。国分の1番と3番、10番委員。

○10番委員

3号1番と3番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

申請地は、1番が妻屋公民館の北西に位置しており、現況は田と畑である。3番は春山公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地のうち1筆には***さんが、平成28年9月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,089㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、33番委員。

○33番委員

3号2番を報告します。

申請地は止上神社の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,292㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、29番委員。

○29番委員

3号4番を報告します。

申請地は国分北小学校の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。

また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4, 105㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、10番委員。

○10番委員

3号5番を報告します。

申請地は木原公民館の北と西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は233, 388㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番から8番、25番委員。

○25番委員

3号6番と7番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

6番の申請地は上小川小学校の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。7番の申請地は上小川小学校の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は24, 101㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号8番を報告します。

申請地は舞鶴中学校の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は草払機程度を所有しており、他は知人に借りるとの事です。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3, 012㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番と10番、16番委員。

○16番委員

3号9番と10番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

申請地は南国分郵便局の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,096㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番から13番、9番委員。

○9番委員

3号11番を報告します。

申請地は上之段平山塚脇コミュニティ広場の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は23,242㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号12番から13番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

申請地は上之段平山塚脇コミュニティ広場の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は23,242㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

14番と16番、16番委員。

○16番委員

3号14番と16番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

14番の申請地は平下公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。16番の申請地は永山公民館の東、南東及び北西に3筆位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,658㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、2番委員。

○2番委員

3号17番を報告します。

申請地は木場公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は25,918㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、34番委員。

○34番委員

3号18番を報告します。

申請地は大住公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,980㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ

るため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、24番委員。

○24番委員

3号19番を報告します。

申請地は上小脇公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地のうち1692番の1には受人が平成29年6月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は23,276㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、18番委員。

○18番委員

3号20番を報告します。

申請地は小原公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,583㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、22番、36番委員。

○36番委員

3号21番を報告します。

申請地は牧園総合支所の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は今回中古のトラクターを購入し、完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,461㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条

第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号22番を報告します。

申請地は鹿屋尾谷口公民館の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は16,453㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

23番、24番、27番委員。

○27番委員

3号23番を報告します。

申請地は大霧公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は18,723㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号24番を報告します。

申請地は大霧公民館の南東に位置しており、現況は畑及びハウスである。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,624㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

25番、1番委員。

○1番委員

3号25番を報告します。

申請地は大田小学校の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。ま

た、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,559㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

26番、19番委員。

○19番委員

3号26番を報告します。

申請地は狭名田自治公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,176㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

27番、22番委員。

○22番委員

3号27番を報告します。

申請地は野上神社の南に位置しており、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,613㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

28番、1番委員。

○1番委員

3号28番を報告します。

申請地は栢田公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は

養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は50,832㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人は農業生産法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、且つ地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる。また、業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定のすべてを満たすため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

29番、34番委員。

○34番委員

3号29番を報告します。

申請地は小浜小学校の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,627㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

31番、22番委員。

○22番委員

3号31番を報告します。

申請地は霧島市水道部の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,963.67㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

32番、16番委員。

○16番委員

3号32番を報告します。

申請地は内場集落センターの東に位置しており、現況は畑である。申請地には***さんが、平成2

9年4月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,872㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。32番委員。

○32番委員

国分の5番の申請人ですが、昨年現地調査をした際、太陽光発電施設に相当な面積を貸付されていました。今回所有権移転になっています。こういった事は問題ないのでしょうか。

○議長（会長）

事務局。

○中吉主任主事

ご質問にあったとおり、昨年、申請人は相当な面積を太陽光発電施設に貸しています。今回3条で申請が出ていますが、3条の要件に所有農地を転用した場合、拡大してはいけない、という内容が無い為、受けざるを得ない、という状況です。

○32番委員

わかりました。

○議長（会長）

他にありませんか。12番委員。

○12番委員

福山の32番ですが、宮崎市から耕作するという事ですが、何を耕作する予定でしょうか？

○議長（会長）

事務局。

○若林主査

申請人の住所は宮崎市になっていますが、実際は福山町にほとんどおり、申請地には甘藷を耕作するとの事でした。

○12番委員

わかりました。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたしました。

△議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題とします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外の2件と用途変更の1件の計3件が出されました。この件について現地調査が行われておりますので調査担当委員の説明をお願いします。農振除外、溝辺の1番、14番委員。

○14番委員

4号農振除外の1番を報告します。

申請地は丹生附公民館の北東に位置しており、現況は植林済みである。申請地の北は道路、南は水路、東は道路、西は河川である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い

手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、36番委員。

○36番委員

4号2番を報告します。

申請地は大霧公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は山林、南は道路、東は畑と道路、西は畑である。除外目的は、太陽光発電設備を設置するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響があると思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途変更、国分の1番、10番委員。

○10番委員

4号用途変更の1番を報告します。

申請地は牧内公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は山林、東は道路、西は宅地である。用途区分変更目的は農業用施設用地にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員から説明がなされましたが、質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の牧園の2番を除く農振除外の1件、用途変更の1件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の牧園の2番を除く農振除外の1件、用途変更の1件は、許可という意見を市長に答申することに決定しました。

「休憩 午後 4時20分」

「再開 午後 4時30分」

△ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。国分の1番、17番委員。

○17番委員

5号1番を報告します。

申請地は国分向花小学校の西に位置しており、現況は一部造成済である。申請地の東は駐車場、西は畑、南は宅地、北は道路である。転用目的は資材置場を建設するものである。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員から説明がなされましたが、質疑・討論はありませんか。5番委員。

○5番委員

事業計画変更前と、後と同じようですが、どこが違うのですか。

○議長（会長）

事務局。

○中吉主任主事

農地が1筆追加されており、その分の事業計画変更となります。

○5番委員
わかりました。

○議長（会長）
他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）
全員賛成であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定しました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が8件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。国分の1番、25番委員。

○25番委員
6号1番について報告します。
申請地は上小川小学校の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成15年5月頃、車庫を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については建築済みの為不要。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張、車庫を建設するものであり、建築済みである。計画面積は15㎡であり、また、隣接地の宅地393.19㎡を一体利用するもので、全体計画面積は408.19㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は5条申請地、西は1号1番の畑、南も1号1番畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、8番委員。

○8番委員

6号2番を報告します。

申請地は論地自治公民館の東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和58年頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については造成済の為不要。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、造成済みである。計画面積は204㎡であり、また、隣接地の宅地195.72㎡を一体利用するもので、全体計画面積は399.72㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は5条申請地、西は宅地、南は道路と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、34番委員。

○34番委員

6号3番を報告します。

申請地は大住公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められる農地、1種農地の一時転用に該当すると思われる。資金の調達については現状のまま利用のため不要。法定小作人なし。転用目的は一時転用により車両置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,223㎡であり、車両置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。一時転用の期間は、平成27年5月1日から平成30年4月末日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当と思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、22番委員。

○22番委員

6号4番を報告します。

申請地は豊後迫公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,369㎡であり、太陽光パネル168枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は

畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、36番委員。

○36番委員

6号5番を報告します。

申請地は山住地区集会施設の北東に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年に農業用倉庫を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みの為不要。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫を建設するものであり、建設済みである。計画面積は470㎡であり、農業用倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、37番委員に代わり33番委員。

○33番委員

6号6番を報告します。

申請地は西光寺公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,396㎡であり、申請地にクヌギ130本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は田と川、西は田であるがクヌギが植えてある、南は河川、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、13番委員。

○13番委員

6号7番を報告します。

申請地は春山地蔵原養豚場の南に位置し、現況は山林である。なお、平成4年頃、山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みの為不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、植林済みである。計画面積は1,117㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣

接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、5番委員。

○5番委員

6号8番を報告します。

申請地は比曾木野地区コミュニティセンターの南東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は735㎡であり、申請地に杉150本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は道路、西は河川、南は河川、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありますか。

霧島の4番についてですが、年齢が86歳で融資をうけていますが、参考までに状況を教えて下さい。

○2番委員

申請上、問題はないと思われま。

○議長（会長）

事務局。

○中吉主任主事

補足します。申請者本人で政策金融公庫からの融資証明が出ており、また、息子さんが連帯保証人になっています。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、やむをえないということで許可という意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するという事に決定します。つきましては、24日開催の県農業会議に諮問いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が26件出されましたので、審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告を求めます。国分の1番と2番、10番委員。

○10番委員

7号1番について報告します。

申請地は東その山公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は524㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号2番について報告します。

申請地は薄木公民館の南に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳にて自然林化してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、すでに山林化している。計画面積は4,379㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載し

である措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、25番委員。

○25番委員

7号3番について報告します。

申請地は上小川小学校の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成15年5月頃、車庫を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については建設済みの為不要。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張及び車庫を建設するものであり、建設済みである。計画面積は93㎡であり、また、隣接地の宅地315.19㎡を一体利用するもので、全体計画面積は408.19㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は4条申請地、南は1号2番の畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番から6番、17番委員。

○17番委員

7号4番について報告します。

申請地は国分向花小学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は381㎡であり、貸資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は事業計画変更5号1番、西は畑、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号5番について報告します。

申請地は国分駅の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲（3区画）を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は920㎡であり、宅地分譲（3区画）を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置

をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号6番について報告します。

申請地は新町公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は501㎡であり、貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は駐車場、西は水路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番と8番、18番委員。

○18番委員

7号7番について報告します。

申請地は舞鶴中学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅5棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,128㎡であり、建売住宅5棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号8番について報告します。

申請地は舞鶴中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,161㎡であり、共同住宅を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は宅地と畑、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、25番委員。

○25番委員

7号9番について報告します。

申請地は国分児童体育館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は286㎡であり、事務所を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、2番委員。

○2番委員

7号10番について報告します。

申請地は切門公民館の南に位置し、現況は1,031㎡が梨で保全管理されており、554㎡が山林である。なお、昭和40年頃、一部山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、554㎡は植林済みである。計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,585㎡であり、申請地の554㎡は植林済み、残り1,031㎡にクスノキ200本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、8番委員。

○8番委員

7号11番について報告します。

申請地は論地自治公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,016㎡のうち497㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は4条申請地、南は道路と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、6番委員。

○6番委員

7号12番について報告します。

申請地は笹峯公民館の南に位置し、現況は畑と山林である。なお、平成15年頃、一部植林してしまったという顛末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,577㎡であり、残地にクヌギ200本を植林し、申請地全てに植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は山林、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、36番委員。

○36番委員

7号13番について報告します。

申請地は下深川地区集落センターの南東に位置し、現況は雑種地である。なお、月日不詳、造成してしまったという顛末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は4,206㎡であり、また、隣接地の原野19,170㎡を一体利用するもので、全体計画面積は23,376㎡である。太陽光パネル7,020枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は畑、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、22番委員。

○22番委員

7号14番について報告します。

申請地は田口地域公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は833㎡であり、貸駐車場26台分に利用するた

めには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田と道路、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番と16番、15番委員。

○15番委員

7号15番について報告します。

申請地は永浜公民館の北東に位置し、現況は畑と不耕作地である。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に高速インターチェンジ出入口があるため、3種農地の300m以内農地と、1種農地の隣接地一体事業に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は28,827㎡であり、また、隣接地の山林、原野及び5条申請地の25,253㎡を一体利用するもので、全体計画面積は54,080㎡である。太陽光パネル8,078枚、総出力2,059kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路と山林、南は畑と山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号16番について報告します。

申請地は永浜公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に高速インターチェンジ出入口があるため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は287㎡であり、また、隣接地の山林、原野及び5条申請地の53,793㎡を一体利用するもので、全体計画面積は54,080㎡である。太陽光パネル8,078枚、総出力2,059kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東西南北は5条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、22番委員。

○22番委員

7号17番について報告します。

申請地は小田中央公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は339㎡であり、申請地

に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は竹林、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番と19番、34番委員。

○34番委員

7号18番について報告します。

申請地は霧島市南部し尿処理場の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は248㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は雑種地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号19番について報告します。

申請地は隼人保育所の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は247㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地及び畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番から23番、17番委員。

○17番委員

7号20番について報告します。

申請地は朝日1号公民館の南に位置し、現況は宅地である。なお、平成16年8月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済の為不要。法定小作人なし。転用目的は通作路を建設するものであり、建設済みである。計画面積は113㎡であり、通作路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号21番について報告します。

申請地は宮西公民館の西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和57年頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、拡張済みである。計画面積は5.77㎡であり、また、隣接地の宅地282.21㎡を一体利用するもので、全体計画面積は287.98㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道、西は田、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号22番について報告します。

申請地は隼人公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は482㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は道路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号23番について報告します。

申請地は霧島市水道部の東に位置し、現況は畑と雑種地である。なお、平成3年3月頃、一部造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸家を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は746㎡であり、貸家を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番から26番、37番に代わり33番委員。

○33番委員

7号24番について報告します。

申請地は西瓜川原公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は347㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、

西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号25番について報告します。

申請地は中須西公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲（1区画）を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は419㎡であり、宅地分譲（1区画）を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

7号26番について報告します。

申請地は三田坪公園の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲（7区画）を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,550㎡であり、また、隣接地の宅地2,89㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,552.89㎡である。宅地分譲（7区画）に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。5番委員。

○5番委員

隼人の15番ですが、譲渡人が33人にも及び、また他何名かを含めると40名以上になります。全員の承諾を得ているのでしょうか。

○議長（会長）

事務局。

○中吉主任主事

この他何名、という土地のほとんどが未相続地になっており、相続人全員の印鑑がついてあります。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、隼人の15番及び16番を除き、転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、隼人の15番及び16番を除き、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては24日開催の県農業会議に諮問いたします。また、15番及び16番については許可の意見を附して県に進達します。

△ 議案第8号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に議案第8号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、売渡希望2件、借付希望3件、借受希望3件の計8件がなされましたので審議を求めます。調査担当委員の現地調査報告をお願いします。売渡希望、国分の1番、17番委員。

○17番委員

8号1番を報告します。

1種農地であり、優良農地ですので、あっせんを行いたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、溝辺の2番と、売渡希望、溝辺の3番、6番委員。

○6番委員

8号貸付希望の2番を報告します。

この農地は不耕作地でありましたが、解消され、立地も良いので引き受けたいと思います。

8号売渡希望の3番を報告します。

若干形状は悪い畑ですが、近隣に広がりがあるので引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、隼人の4番、22番委員。

○22番委員

8号4番を報告します。

あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、福山の5番、5番委員。

○5番委員

8号5番を報告します。

日当たりがあまり良くなく、ここ2、3年は耕作されておられません。湿田であり、耕作を希望する人も中々無いかと思われまます。あっせんは引き受けられません。以上です。

○議長（会長）

借受希望、国分の1番、17番委員。

○17番委員

8号借受希望、国分の1番を報告します。

あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

溝辺の2番、6番委員。

○6番委員

8号2番を報告します。

希望面積が60,000㎡とかなり広く、まとまった畑を希望しており、中々難しいだろうと伝えましたが、2、3反程度からでも紹介して欲しいとの事でしたので、努力したいと思います。以上です。

○議長（会長）

溝辺の3番、31番委員。

○31番委員

8号3番を報告します。

申請者からは以前、現在耕作している近くには場が欲しい相談を受けておりました。最近になって近くには場が出ておりますので、そこをあっせんしたいと思います。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案8号「あっせん申し出について」の売渡希望2件、借付希望3件、借受希望3件につきましては、福山の5番を除きあっせんを行なうことに賛成の方は挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第8号は、福山の5番を除く、売渡希望2件、借付希望2件、借受希望3件のあっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。売渡希望、国分の1番を17番委員と29番委員に、借付希望、溝辺の2番を6番委員と8番委員に、売渡希望溝辺の3番を6番委員と8番委員に、借付希望、隼人の4番の3筆を除く残り4筆を22番委員と34番委員に、貸付希望、福山の5番は除き、借受希望、国分の1番を17番委員と25番委員に、溝辺の2番を6番委員と8番委員と13番委員に、溝辺の3番を31番委員と3番委員に、以上の通りあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成27年4月定例委員会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

これで平成27年第4回定例農業委員会を閉会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。本日はこれにて散会いたします。

「閉 会 午後 5時30分」

番

番

番
